



令和8年度
(2026年)

宮崎市 移住支援給付金制度



移住支援給付金制度とは、宮崎県外から宮崎市へ移住して
就業又は起業等をされた方に、最大200万円が支給される制度です。
ただし、各給付金を受給するためには、次の要件に該当し、宮崎市への申請が必要です。

※①～③の給付金要件に複数該当される場合は、①→③の順で該当要件を優先して受付いたします。

給付金名	①宮崎市移住支援給付金	②宮崎市ひなた暮らし 実現応援事業費給付金	③宮崎市若者応援給付金
移住元地域	・東京圏 (東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県) ※条件不利地域は除く	・東京圏 ・名古屋圏 (岐阜県、愛知県、三重県) ・大阪圏 (大阪府、京都府、兵庫県、奈良県) ・福岡県	・東京圏 ・名古屋圏 ・大阪圏 ・福岡県
移住元要件	・宮崎市へ住民票を移す直前の 10年間のうち、通算5年以上かつ 直近1年以上東京圏に在住し、 東京23区内の事業所へ通勤 していること。 ※1.東京23区内に直前の10年 間のうち、通算5年以上かつ直 近1年以上在住の方は、通勤の 要件は不要です。 ※2.東京23区内の大学等へ通 学し、東京23区内の企業等へ就 職した場合、通学期間も移住元 としての対象期間とすることが できます。	・宮崎市へ住民票を移す直前の 10年間のうち、通算5年以上かつ 直近1年以上「3大都市圏及 び福岡県(以下、大都市圏等)」 に在住し、通算5年以上大都市 圏等の事業所へ通勤している こと。 ※1.大都市圏等の大学等へ通学 し、大都市圏等の企業等へ就職し た場合、通学期間も移住元として の対象期間とすることができます。	・宮崎市へ住民票を移す直前に 連続して1年以上、大都市圏等 に在住し、かつ大都市圏等の事 業所へ通勤していること。 ※「①宮崎市移住支援給付金」 及び「②宮崎市ひなた暮らし実 現応援事業費給付金」の支給 対象者(受給者)については対 象外とします。 ※同一世帯に属する者からの 申請も認められません。
給付額	・2人以上の家族・世帯の場合： 100万円 (18歳未満の世帯員を帯同し て移住する場合は200万円) ・単身者の場合：60万円	・2人以上の家族・世帯の場合： 100万円 (18歳未満の世帯員を帯同し て移住する場合は200万円) ・単身者の場合：30万円	・1人あたり 30万円
申請回数	・1世帯1回まで		・1人1回まで

※申請の受付は宮崎市移住センターにて行います。事前のご予約をお願いします。

宮崎市移住センター

☎ 0985-44-1042

✉ iju@life-miyazaki.com

開設時間 月曜日～金曜日 9:00～16:30
(祝・休日及び12月29日～1月3日を除く)

場所 〒880-8505
宮崎県宮崎市橘通西1-1-1 宮崎市役所第二庁舎5F

給付金名	①宮崎市移住支援給付金	②宮崎市ひなた暮らし 実現応援事業費給付金	③宮崎市若者応援給付金
移住先要件	宮崎市へ転入後1年以内であること。 各給付金の申請日から5年以上継続して移住先の市町村に居住する意思があること。 ※申請日から5年以内に宮崎市から転出すると給付金の返還義務が発生します。		
年齢要件	なし		●宮崎市への転入時が29歳以下の方。 ※ただし、転入した年度の3月末までに30歳となる方も含みます。
就職に関する要件	●ふるさと宮崎人材バンクに「移住支援金対象」と表示されている求人に応募・就職していること。 ●週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。		●次の①、②のいずれかの条件を満たしていること。 ①ふるさと宮崎人材バンクの求人に応募・就職していること。 ②宮崎市企業図鑑に「若者応援給付金」と表示されている事業所に応募・就職していること。 ●週20時間以上の雇用契約に基づいて就業していること。
起業に関する要件	●就業者の3親等以内の親族が代表等を務める事業所ではないこと。 ●給付金の申請日から5年以上勤務する意思を有すること。 ●新規雇用であること（出向、転勤、研修等は不可）。 ※申請日から1年以内に交付要件を満たす職を辞した場合、給付金の返還義務が発生します。		
テレワークに関する要件	起業をされた方とは、女性・若者応援！起業チャレンジ支援事業費補助金の交付決定を受けた者に限ります。 それ以外の起業・創業は、本市では対象外となります。 ※R8年度と同補助金の受付は終了しています。		●対象外

■世帯に関する要件

次にあげる事項全てに該当する場合、世帯向けの金額を申請することができます。

- ・申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- ・申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ・申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に転入したこと。
- ・申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。
- ・宮崎市若者応援給付金は、世帯に関する要件は対象外となります。

■その他要件

- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ・日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ・その他県又は申請者の居住する市町村が各給付金の対象として不適当と認めた者でないこと。



各給付金は予算に限りがあるため、先着順で受け付け、
内容を確認の上、給付を決定します。予算枠に達し次第終了となります。

